紀美野町いじめ防止基本方針

令和元年10月

紀美野町教育委員会

はじめに

- 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの理解
 - ①いじめに見られる集団構造
 - ②いじめの態様
- 2 いじめの防止等のための教育委員会の取組
 - (1) 紀美野町いじめ防止基本方針
 - (2) いじめへの対処
 - (3) 学校への指導・助言
 - (4) 学校並びに関係機関との連携
 - (5) 家庭・地域との連携
- 3 いじめの防止等の学校の取組
 - (1) 学校いじめ防止基本方針
 - (2) 学校対策組織
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 教職員の資質能力の向上
 - (5) 家庭・地域との連携
 - (6) 取組内容の点検・評価
- 4 重大事態への対処
 - (1) 重大事態の判断・報告
 - (2) 重大事態の調査の実施と結果の報告

はじめに

いじめは、児童生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な 危険を生じさせる恐れのある絶対に許されない行為である。

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものであるという認識のもと取り組まなければならない。

そこで、常に、学校並びに保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、町全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、迅速かつ適切に対処しなければならない。さらにその再発防止に努めるよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めていくために「紀美野町いじめ防止基本方針」を策定するものとする。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係に ある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われ るものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをい う。【いじめ防止対策推進法第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動をきめ細かく観察するなどして判断する必要がある。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆外見的にけんかやふざけ合いのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童

生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。

◆インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童生徒が判明した場合は、法の趣旨を踏まえ、適切に対処する。

(2) いじめの理解

いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

①いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他 者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」)でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

②いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめとは認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わなくとも犯罪行為に当たる脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知し、対処する。

「具体的ないじめの態様」として、

(暴力を伴うもの)

- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等

(暴力を伴わないもの)

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ○仲間はずれ、集団から無視される
- ○金品をたかられる
- ○金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2 いじめの防止等のための教育委員会の取組

(1) 紀美野町いじめ防止基本方針

- ① 教育委員会は、「紀美野町いじめ防止基本方針」を策定し取り組みの一層の充実を図る。
- ② 策定した「紀美野町いじめ防止基本方針」は、紀美野町のホームページで公開する。
- ③ 教育委員会は、毎年度当初「紀美野町いじめ防止基本方針」について、学校等に説明する。

(2) いじめへの対処

- ① 教育委員会は、学校、家庭、関係機関等との連携を図り、いじめ問題の解決に取り組む。
- ② 教育委員会は、学校対策組織と連携し、いじめの対処を行う。
- ③ 教育委員会は、いじめが複数の学校に関係する場合には、学校相互間における連携の調整を行う。

(3) 学校への指導・助言

- ① 教育委員会は、学校がいじめと認知したケースについて、学校と情報を共有し、いじめの 状況を把握し、必要に応じて指導を行う。
- ② 教育委員会は、学校に対し、常にいじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合には、 速やかに組織的に対応するよう指導する。

(4) 学校並びに関係機関との連携

- ① 教育委員会は、学校、保護者、関係機関等との連携を図る。
- ② 教育委員会は、いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童生徒の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求めるよう学校に要請する。なかでも、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

また、児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、要保護児童対策地域協議会、県子ども・女性・障害者相談センター等、各関係機関への通報・連絡及び情報交換を適宜行う。

(5) 家庭・地域との連携

- ① 教育委員会は、児童生徒や保護者の悩み、不安を十分に受け止め、迅速な対応につなげることができるよう、教育委員会における教育相談体制を整え、家庭・地域との連携を図る。
- ② 教育委員会は、保護者や地域住民と信頼関係を構築し、保護者や地域住民が児童生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できるよう、各校の取組を支援する。

3 いじめの防止等の学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針

学校は、法第13条の規定に基づき、国の基本方針及び県の基本方針を参考にして、それぞれの学校の実情に応じたいじめの防止等の取組について、「学校いじめ防止基本方針」として定めなければならない。

なお、策定した学校基本方針については紀美野町や学校のホームページ等で公開するものと する。

(2) 学校対策組織

- ①学校は、学校対策組織を常時設置し、校長の指示のもとこれを中心に学校全体でいじめ防止 に取り組む。
- ②学校対策組織は、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭等複数の教職員で構成する。 なお、必要に応じて、また外部専門家及び町教育委員会指導主事、スクールソーシャルワーカー等を構成員として任命する。

(3) いじめへの対処

① 未然防止

学校は、いじめ問題を克服するために、教育活動全体を通じて、全ての児童生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

② 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることがあるため、学校は、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめアンケートを適宜実施するなど、いじめを積極的に認知することに努める。また、学校の教職員が児童生徒から相談を受けるなどして、いじめの事実があると思われるときには、速やか

に、学校対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

イ 早期対応

学校は、いじめを認知した場合、組織的に迅速かつ適切に対応する。

③ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合、学校は、教育的な配慮や被害児童生徒の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。

なお、児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、県子ども・女性・障害者相談センターや青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

4 インターネット上のいじめへの対応

学校は、インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童生徒及びその保護者に 了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察 に通報・相談する。

学校は、児童生徒に対し、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者 等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行う。

⑤ 町教育委員会への報告

学校は、いじめに関する通報を受けた場合や、児童生徒がいじめを受けていると思われる 場合には、速やかにいじめの有無を確認し、その結果を教育委員会に報告する。

また、いじめを認知した場合には、いじめの対処について、事案発生から解決に向けた取り組みの詳細を報告する。

(4) 教職員の資質能力の向上

学校は、「いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得る問題である。」という基本的な 認識に立ち、全ての教職員が児童生徒としっかり向き合い、いじめの防止等に適切に取り組め る資質能力を身につけられるようにする。

(5) 家庭・地域との連携

学校は、保護者や地域住民との信頼関係を構築し、児童生徒の家庭や地域での様子を気軽に 相談できる体制を整備する。

(6) 取組内容の点検・評価

学校は、いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況について、学校評価等を利用して確認するとともに、学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により、直ちに適切な対処を行う。

重大事態かどうかの判断は、以下の考え方により、原則として各学校が判断する。

1

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童生徒の状況 に着目して判断する。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ②「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童 生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行 う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の報告

- ア 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童生徒やその保護者に説

明するなどの措置を行う。

エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた 児童生徒及びその保護者に対して報告する。